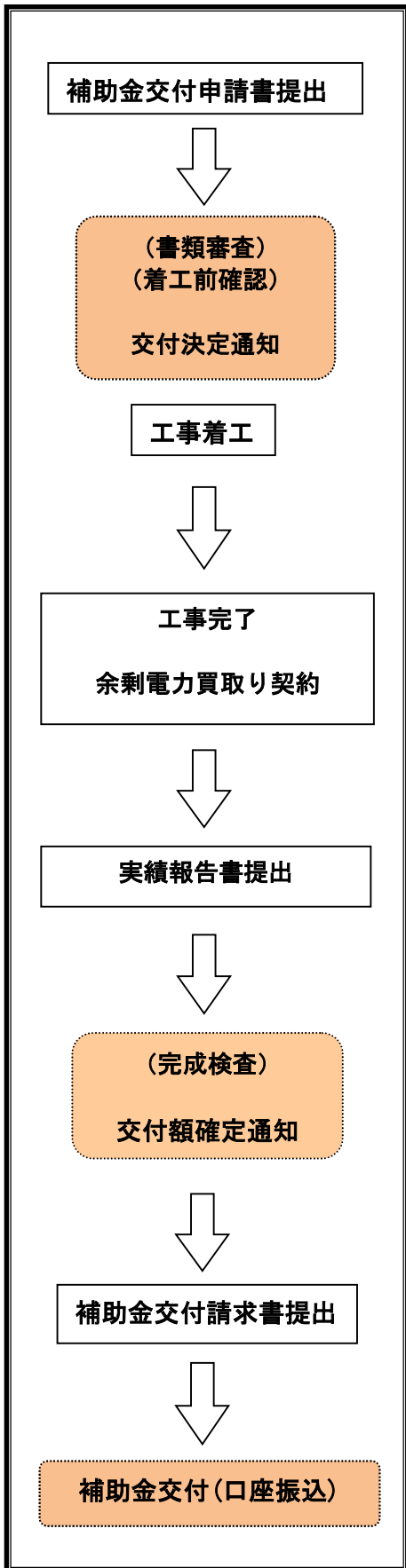


令和8年度 下妻市住宅用太陽光発電システム設置補助金申請の手引き

申請受付期間：令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）
（先着順で予算が無くなり次第終了します。）



対象となる工事

補助対象

自ら居住する下妻市内の住宅に太陽光発電システムを設置し、余剰電力の買取り契約を電気事業者と締結する事業

ほかの条件

- ①既存住宅であること（新築住宅の建築に伴う太陽光発電システム設置でないこと）
 - ②未着工であること
 - ③発電の合計値が1kW以上10kW未満であること
 - ④令和9年3月15日までに工事等手続きを完了すること
 - ⑤申請世帯員に市税等の滞納がないこと
- など、要件があります。別紙をご確認ください。

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、環境課窓口
に直接補助金交付申請書を提出してください。（郵送不可）
※土日・祝日は受付出来ません。

申請書 添付書類

- (1) 現況写真（カラー）
- (2) 太陽光発電システムの設置計画図、設置場所の案内図
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 補助事業に係る費用の内訳書
- (5) 太陽光発電システムの形状及び仕様を確認できる書類（商品カタログのコピーなど）
- (6) その他市長が必要と認める書類
- (7) 委任状（販売店や代理店が代理で申請書を提出する場合）

実績報告書 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) 太陽光発電システム（太陽光モジュール、パワーコンディショナー、売電メーター）を撮影したカラー写真
- (3) 太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの型式名と製造番号が確認出来る書類のコピー。（保証書や出力対比表、出荷試験成績書など）
- (4) 補助事業者と電力会社による電力受給契約書の写し他（電力受給契約のご案内、系統連携完了日のわかる書類など）
- (5) その他市長が必要と認める書類

交付請求書 添付書類

- (1) 通帳またはキャッシュカードの写し

【問い合わせ先】 下妻市役所 環境課 環境政策係

電話 0296-43-8234（直通）

＝ 下妻市住宅用太陽光発電システム設置補助金の留意事項 ＝

1. 補助対象設備

- (1) 工場や事務所向けのシステムは、補助金の対象になりません。店舗併用住宅等は、住宅部分の床面積が全体の2分の1以上であることが条件です。
- (2) 太陽電池の発電出力の合計値が1kW以上10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。（※太陽光パネルの出力の合計またはパワーコンディショナーの出力で低いもの）
- (3) 電気事業者の低圧配電線（一般家庭用の单相3線式又は单相2線式の配電線をいう。）と逆潮流有りで関係をするもの
- (4) 未使用のもの。

2. 補助対象者

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 本人及び本人と生計を一にする者が過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本人及び本人と生計を一にする者が市税等を滞納していないこと。

3. 申請

- (1) 補助対象設備の設置工事の着手前に、交付申請書及び添付書類を市環境課の窓口^{（郵送不可、代理人可）}に提出してください。
- (2) 令和8年4月1日から先着順で随時受付を開始し、11月30日または予算額に達した時点で受付を終了します。
- (3) 写真は、太陽光モジュール・架台の設置予定箇所＝屋根等設置する場所全体が写っているもの。（普通紙に印刷したものでも可）
- (4) 対象住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、（様式第1号）の裏面に所有者又は共有者の署名押印による承諾を受けてください。
- (5) 申請者が交付申請等の手続きを設置業者に依頼する場合は委任状（様式は任意）が必要です。

4. 設置工事

- (1) 太陽光発電システムに係る工事は、補助金交付決定通知を受けてから行ってください。
- (2) 変更や中止する場合は、速やかに計画変更承認申請書（様式第4号）又は中止承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

5. 実績報告

- (1) 工事等が完了したら、実績報告書（様式第8号）を提出してください。（期限：完了後30日以内、ま

たは令和9年3月15日のいずれか早い日) (郵送可)

- (2) 写真は、設備ごとの写真及び全景が見える写真を添付してください。(A4 普通紙にカラー印刷したもので可)
- (3) 実績報告書提出時まで、電力会社と発電した余剰電力の買取り契約を締結してください。

6. 完成検査・補助金の確定

実績報告書が提出されたら完成検査を行います。内容が適正なら補助金交付額確定通知書(様式第9号)を送付します。

7. 補助金請求書の提出・口座への振込み

補助金交付請求書(様式第10号)によって補助金の交付を請求してください。(請求者の押印が必須)
振込口座通帳又はキャッシュカードのコピーは、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できるようにコピーしてください。口座名義人・請求者は必ず補助金の交付決定者と同一である必要があります。

請求書提出後、3~4週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。

8. 補助事業完了後の注意事項

設置した機器等は、その法定耐用年数(太陽光発電設備は15年)の期間、適切な管理を行う必要があります。法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。

9. 地球温暖化防止に向けた協力

太陽光発電や地球温暖化防止等に関するアンケート調査、及び家庭における省エネルギー活動の実践等の協力を求めることがあります。

10. その他

下妻市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)導入支援補助金との併給はできません。
新築住宅(新設のソーラーカーポートも含む)への設置は補助の対象外となります。